



高松市告示第261号

高松市自転車等の適正な利用に関する条例（昭和57年高松市条例第27号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定に基づき放置自転車等を移送し、保管したので、条例第12条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年4月28日

高松市長 大西 秀人

(1) 移送理由	条例第11条第3項に規定する公共の場所等において7日以上放置されていたため
(2) 移送年月日	令和8年4月28日
(3) 放置場所	勅使町1144番地1
(4) 移送自転車等の台数	ア 自転車 1台 (告示リストのとおり) イ 原動機付自転車 台
(5) 保管及び返還を行う場所	高松市田村町1179番地
(6) 保管期間	移送した日の翌日から6ヶ月間
(7) 返還を行う日時	(6)の期間中における月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで



告示リスト

移送日	防犯登録番号 車体番号	放置場所	車両 車体色	製造社名 車両状態	備考
R8.4.28	AG80099	あかつき団地 5棟通路	児童車 緑	その他 使用可	